

**引上げ分の地方消費税交付金が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費**

**(歳入)・引上げ分の地方消費税交付金**

**100 百万円**

**(歳出)・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費**

**4,244 百万円**

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

項目	予算科目		平成26年度							
	款	項	目	当初予算	特定財源				一般財源	
					国庫支出金	県支出金	町債	その他	引上げ分の地方消費税交付金	その他
社会福祉	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	34,353		48		1,175	1,179	31,951
			障害者福祉費	329,744	158,956	80,004		3,231	87,553	
			医療助成費	55,822		28,267		1	981	26,573
			保健福祉総合支援センター費	8,267					294	7,973
			地域活動支援センター費	17,218	250	125			599	16,244
			子ども医療助成費	230,813	2,646	29,477		878	7,040	190,772
	児童福祉費	児童福祉総務費	686,968	158,711	80,243	66,300	127,619	28,987	225,108	
		児童措置費	1,101,850	760,232	170,807			6,079	164,732	
		児童福祉施設費	305					11	294	
		保育所費	188,908				93,658	3,390	91,860	
		障害児福祉費	52,409	26,000	13,000			477	12,932	
	老人福祉費	老人福祉費	45,518		1,970		1	1,550	41,997	
		福祉健康センター費	10,994				900	359	9,735	
	衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	586					21	565
	労働費	労働諸費	労働諸費	16,000					569	15,431
	教育費	小学校費	小学校教育振興費	16,050	786				543	14,721
中学校費			15,683	523				540	14,620	
幼稚園費		幼稚園管理費	166,492	29,517			12,222	4,440	120,313	
社会教育費		公民館費	54,120					1,926	52,194	
小計①			3,032,100	1,137,621	403,941	66,300	236,454	62,216	1,125,568	
社会保険	民生費	社会福祉費	医療助成費	3						3
			国民健康保険事業費	162,637	11,307	81,298			2,492	67,540
	老人福祉費	老人福祉費	269,294					9,583	259,711	
		後期高齢者医療制度費	259,608		36,805			7,929	214,874	
小計②			691,542	11,307	118,103			20,004	542,128	
保健衛生	民生費	老人福祉費	福祉健康センター費	4,409				157	4,252	
			衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	23,903		83		848
	予防費	197,344	1,887		16,032		9,269	6,056	164,100	
	母子保健費	234,340	1,184			14	8,297	224,845		
教育費	教育総務費	事務局費	83					3	80	
小計③			460,079	3,071	16,115		9,283	15,361	416,249	
その他④ (地方公務員共済組合法に基づく、基礎年金拠出金及び育児休業手当金)			60,260					2,145	58,115	
合計 ①+②+③+④			4,243,981	1,151,999	538,159	66,300	245,737	99,726	2,142,060	

※ この表は、改正地方税法第72条の116第2項(地方消費税の使途)の規定により、増収となる地方消費税交付金の使途については、『消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする』とされているため、その経費を明示したものである。

※ 『社会保障の充実分』に充当した以外の引き上げ分は『社会保障の安定化分』として各経費にあん分して充当している。